

令和 6 年度分の認知症地域支援推進員の活動に係る評価基準の改正について（案）

- ◎ 令和 6 年度における認知症地域支援推進員の活動に係る評価基準について、現在の取組状況などを踏まえ、以下のとおり改正する。

改正後の「広島市認知症地域支援推進員の活動に係る評価基準（令和 6 年度分）」（案）は、別紙 9 のとおり。

※ 以下の評価基準の番号は、「広島市認知症地域支援推進員の活動に係る評価基準（令和 5 年度分）」の区分等の番号である。

1 (2) 地域における認知症に関する医療・介護の連携体制づくり、地域での支援体制づくり

認知症アドバイザーへの支援

全市で実施していた認知症アドバイザーフォローアップ講座（認知症サポーター養成講座の講師を担う認知症アドバイザーに対してスキルアップなどを目的に開催するもの）を、認知症地域支援推進員が中心となって区レベルで実施することに変更したことに伴い、同講座の実施状況等に関する評価基準を追加する。

	追 加 案	
指 標	認知症アドバイザーフォローアップ講座を実施することで、認知症アドバイザーの継続的な活動の実践につなげ、地域における認知症支援体制づくりを進める。	
基 準	4	2 に加え、認知症アドバイザーフォローアップ講座の修了者全員が、認知症サポーター養成講座を実施する等、活動の実践につながっている。
	3	2 に加え、認知症アドバイザーフォローアップ講座の修了者のうち、認知症サポーター養成講座を実施する等、活動の実践につながったものがある。
	2	認知症アドバイザーや区内の地域包括支援センターと連携して、認知症アドバイザーフォローアップ講座等を、年 1 回以上、企画・実施している。
	1	認知症アドバイザーフォローアップ講座等を具体的に企画しているが、実施していない。

2 (2) 地域における認知症に関する医療・介護の連携体制づくり、地域での支援体制づくり

④ 認知症カフェの立ち上げや運営の支援

第9期高齢者施策推進プランにおいて設定した認知症カフェの設置目標数を踏まえ、評価基準における各区の設置目標数を改める。また、認知症カフェの設置を着実に進めるために、立ち上げ支援に関しては、ニーズ把握の実施について明記するとともに、運営支援に関しては、区内全ての認知症カフェを対象とすることや面談を実施することを加える。

	現 行	改 正 案
指標	認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人とその家族を地域で支えることができるよう、認知症カフェの立ち上げや運営を支援し、取組の普及・定着を図る。	認知症の人と家族等を地域で支えることができるよう、認知症の人と家族、専門職、地域住民等が気軽に集い、相談・交流などができる認知症カフェの立ち上げや運営を支援し、取組の普及・定着を図る。
基準	4 関係機関との連携を推進し、認知症カフェが未設置の圏域や小学校区を中心に計画的に立ち上げ支援に取り組み、各圏域に3か所（圏域小学校区数が3未満の場合は当該校区数）以上の認知症カフェがある。設置済みの認知症カフェに対しては、年1回以上訪問し、内容の充実のための運営支援を偏りなく計画的に行っている。	4 関係機関との連携を推進し、 <u>認知症の人が多い圏域</u> や認知症カフェが未設置の小学校区を中心にニーズを把握し、計画的に立ち上げ支援に取り組み、 <u>別表に示した数以上の認知症カフェを新たに立ち上げている。</u> 設置済みの <u>区内全ての認知症カフェ</u> に対しては、年1回以上訪問や <u>面談</u> をし、内容充実のための運営支援を偏りなく計画的に行っている。
	3 関係機関との連携を推進し、認知症カフェが未設置の圏域や小学校区を中心に計画的に立ち上げ支援に取り組み、各圏域に2か所（圏域小学校区数が1の場合は1か所）以上の認知症カフェがある。設置済みの認知症カフェに対しては、内容の充実のための運営支援を行っている。	3 関係機関との連携を推進し、 <u>認知症の人が多い圏域</u> や認知症カフェが未設置の小学校区を中心にニーズを把握し、計画的に立ち上げ支援に取り組み、 <u>別表に示した数以上の認知症カフェを新たに立ち上げている。</u> 設置済みの <u>区内全ての認知症カフェ</u> に対しては、内容充実のための運営支援を偏りなく計画的に行っている。
	2 関係機関との連携を推進し、認知症カフェが未設置の圏域や小学校区を中心に計画的に立ち上げ支援に取り組み、各圏域に1か所以上の認知症カフェがある。設置済みの認知症カフェに対しては、内容の充実のための運営支援を行っている。	2 関係機関との連携を推進し、 <u>認知症の人が多い圏域</u> や認知症カフェが未設置の小学校区を中心にニーズを把握し、計画的に立ち上げ支援に取り組み、 <u>認知症カフェを新たに立ち上げているが、別表に示した数には満たない。</u> 設置済みの <u>区内全ての認知症カフェ</u> に対しては、内容の充実のための運営支援を行っている。
	1 関係機関との連携を推進し、認知症カフェが未設置の圏域や小学校区を中心に計画的に立ち上げ支援に取り組むとともに、設置済みの認知症カフェに対しては、内容の充実のための運営支援を行っている。	1 関係機関との連携を推進し、 <u>認知症の人が多い圏域</u> や認知症カフェが未設置の小学校区を中心にニーズを把握し、計画的に立ち上げ支援に取り組んでいるが、 <u>設置済みの区内全ての認知症カフェに対しては、内容の充実のための運営支援は行えていない。</u>

【別表】 令和6年度の各区における設置目標数

区	中	東	南	西	安佐南	安佐北	安芸	佐伯	計
圏域数（センター数）	5	4	5	6	6	6	3	6	41
設置目標数	2	1	2	3	2	2	1	2	15

※令和6年度から令和8年度までの3か年で合計45か所（毎年度15か所）の設置を目指す。

3 (6) 認知症の人の本人発信支援

認知症の人の本人発信支援

認知症の人の本人発信支援の捉え方が評価基準上明記できていなかったため、認知症施策推進大綱の本人発信支援の基本的考え方に即した表現に評価基準を改める。

		現 行	改 正 案	
基 準	4	本人が認知症のことを語るなどの機会を創出している。	4	<u>認知症の人本人が自らの言葉で認知症のことを語るなどの機会を創出し、認知症になっても希望を持って前を向いて暮らしている姿等を発信できている。</u>
	3	本人が認知症のことを語るなどの機会を企画や調整を行っているが、機会の創出までは至っていない。	3	認知症の人本人が自らの言葉で認知症のことを語るなどの機会の企画や調整を行っているが、機会の創出までは至っていない。
	2	なし	2	なし
	1	本人が認知症のことを語るなど機会の企画や調整を行っていない。	1	認知症の人本人が自らの言葉で認知症のことを語るなどの機会の企画や調整を行っていない。

【参考】今後のスケジュール等について

○ 設置法人・認知症地域支援推進員への説明

見直し後の評価基準は、令和6年3月11日（月）に法人説明会を開催し説明する。